

## (その 172) 息子(知的障害者)に遺産相続の話で混乱・

### 遺産を活用しきったら生活保護受給の道を

2020年1月発行

川崎区に住むZさん(70代)は知的障害のある息子(30代)と生活保護を受けています。

ある日、離婚した前夫(故人)の弟が亡くなり、息子が相続人として二千数百万と不動産を相続することになりましたが。

金融機関に行くと、相続人が知的障害者で生活保護受給者の場合の相続手続きは相当複雑であること、生活保護も打ち切られることを聞いて絶望し、いっそう相続放棄してしまおうかと途方に暮れて相談センターに見えました。

所長は、Zさんに分かり易くこう説明しました。「生活保護を打ち切られないために相続を放棄するなんて認められません。遺産を取り崩しながら生活して、遺産が無くなったらまた生活保護の再受給手続きをします。私とお母さんが任意後見人になって相続手続きを進めましょう。大丈夫。相続手続きも財産管理も任せてください」。

それでもZさんは「うちの子は公証役場で契約なんて無理」と心配でたまりません。さっそく所長は息子と面談しました。彼の反応を確認し「知的障害者だからと諦めずに、お母さんが毎日繰り返して、公証役場に行くことをわかり易く説明してあげてください。きっと理解できますよ」と話しました。

公証役場に行く前日と当日の二回、公証役場での契約を模したりハーサルを相談センターで行いました。そして公証役場での契約は問題なく終わりました。所長は即日金融機関の相続担当者に連絡をし、たった今公証役場で契約を終え、任意後見契約の受任者に自分になったことを伝えました。

今後の相続手続きは所長が息子の代理人となり、司法書士や税理士とも面談する予定です。